

## NBS119

家電製品の経年劣化による事故（火災や負傷）が

大変多いようです。2015年までの8年間に**300**件近い製品事故があったようです。（消費者庁資料）

その内訳は30%以上が**扇風機**によるもので、家屋**全焼**に至った事故もあったようです。



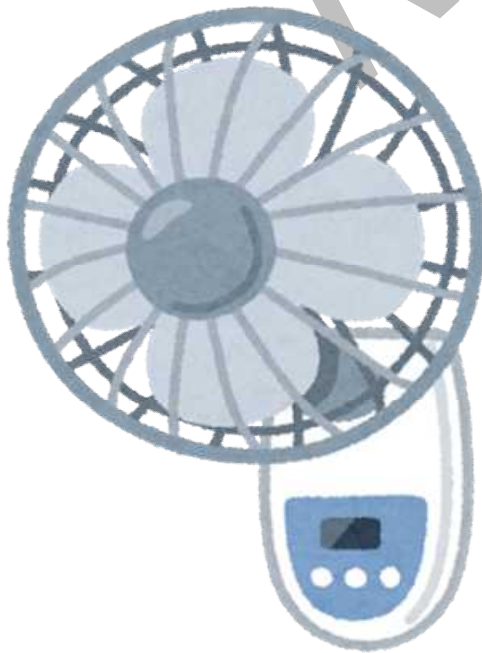
製品の製造年を見てもみると、事故の大半は**30年以上**経過した製品だったそうです。

もし私達が使っている製品で事故が発生した場合、製造後何年くらいなら、メーカーに

責任を問えるのでしょうか。もちろん私達の使用方法に誤りが無い場合ですが！

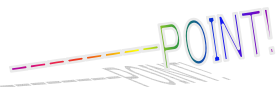
## 製造から10年

製造から**10年**を経過しますと 責任追及が難しくなるようです。



## NBS119

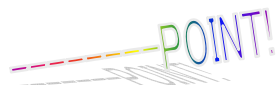
もし家電製品に欠陥があり、その欠陥が原因で事故が発生した場合、**製造物責任法**に基づいて、メーカーに損害賠償責任を追及できる可能性があります。  
 ですが、請求できるのは、損害および誰が賠償義務者であるかを知ったときから**3年間**とされています。  
 さらに、メーカーが製品を引き渡したときから**10年**経過した場合ですと、事故が起きて3年以内であっても損害賠償請求はできなくなるそうです。



基本的に**経年劣化による事故の損害は、メーカーの責任ではない**と考えられているそうです。**製造物責任法**での**欠陥**は、その製品が通常備えているべき安全性を欠く場合をいい、**経年劣化**とは、部品の摩耗など、長期間の使用に伴い通常生じる品質や性能の低下をいうため、製品自体の**欠陥**とはならないようです。

ですが、経年劣化であっても、通常の耐用年数に比べて明らかに早く部品等が損耗したケースなどは**欠陥**と言えます。  
 この場合は、消費者が**欠陥**にあたることを主張・立証しなければなりません。  
 メーカーの落ち度が大きければ、**製造物責任法**に基づく責任のほか、**民法上・刑法上の責任**を問える場合もあるそうです。

消費者に安全な製品を供給することは、メーカーとして基本的な責務ですから、原因が経年劣化であるか否かを問わず、メーカーが製品事故の発生やその可能性を発見した段階で、迅速かつ的確なリコールを自主的に実施することが、企業の社会的責任として求められます。  
 実際に何年も前の製品を自主回収しているメーカーも多くあります。  
 このように、メーカーに対しては、いくつかの責任追及の方法がありますが、いずれも事後的な救済手段ですし、責任を問えない場合も多くあります。



消費者として事故を**未然に防ぐ意識**を持つことが大切ではないでしょうか。  
 メーカーや報道などの情報提供をただ待つだけでなく、経年劣化による**異音、異臭、熱、振動**などの予兆を見逃さないように注意を払ったり、自らが製造年・標準使用期間を確認して必要に応じて使用を中止するなどすれば、事故を未然に防ぐことができます。  
 一部の製品では、購入時に所有者登録をすることで、メーカーから点検時期の連絡を受けるサービスなどもあるようです。

お父さん! お部屋の申の電化製品を総点検!



西日本防災システム  
 NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社Top Pageへ 